

製造所  
一般取扱所 構造設備明細書

事業の概要		1					
危険物の取扱作業の内 容		2					
製造所(一般取扱所)の敷地面積		3 m <sup>2</sup>					
4 建築物の構造	階数	5	建築面積	6 m <sup>2</sup>	延べ面積	7 m <sup>2</sup>	
	壁	延焼のおそれのある外壁	8	柱	10	床	10
		その他の壁	9	はり	10	屋根	10
	窓	11	出入口	12	階段	13	
14 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造		階数		建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
		建築物の構造概要					
製造(取扱)設備の概要		15					
令第9条第1項第20号のタンクの概要		16					
配管		17	加圧設備	18			
加熱設備		19	乾燥設備	20			
貯留設備		21	電気設備	22			
換気、排出の設備		23	静電気除去設備	24			
避雷設備		25	警報設備	26			
消火設備		27					
工事請負者住所氏名		28					
		電話					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

(製造所・一般取扱所構造設備明細書)

- 1 「事業の概要」欄は、製造所・一般取扱所を設置する事業所等の事業の概要を記入する。
- 2 「危険物の取扱作業の内容」欄は、危険物の取扱い及び取扱いに伴う貯蔵等の概要を記入する。
- 3 「敷地面積」欄は、製造所・一般取扱所として規制されるエリアの面積を記入する。なお、かっこ書きにより当該事業所の敷地面積を記入する。
- 4 「建築物の構造」欄は、次により記入する。
  - (1) 建築物全体が製造所・一般取扱所の場合は、各項目に建築物構造を記入する。
  - (2) 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも製造所・一般取扱所の用に供する部分の構造を記入する。
    - ア 「階数」欄は、製造所・一般取扱所を設置する階数を記入する。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入する。
    - イ 「建築面積」及び「延べ面積」欄は、当該製造所・一般取扱所が設置される部分が単独で地盤面上に設けられているとみなして面積を記入する。
    - ウ 屋根又は上階（他用途部分）がある場合は上階の床、構造を記入する。
- 5 「階数」欄は、建築物の建築基準法施行令第2条第8号で規定する階数を記入する。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入する。
- 6 「建築面積」欄は、建築物の建築基準法施行令第2条第2号で規定する面積を記入する。
- 7 「延べ面積」欄は、建築物の建築基準法施行令第2条第4号で規定する面積を記入する。
- 8 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」欄は、建築物の外壁のうち、建築基準法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に、外壁の構造を記入する。
- 9 「壁」のうち「その他の壁」欄は、建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁、仕切り壁等の構造を記入する。
- 10 「柱」、「床」、「はり」、「屋根」欄は、構造を記入する。なお、建築基準法における構造も併せて記入する。
- 11 「窓」欄は、外壁部分にある窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をかっこ書きで記入する。
- 12 「出入口」欄は、外壁部分にある出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建築基準法における耐火性能を記入する。
- 13 「階段」欄は、「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入する。
- 14 「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」欄は、次により記入する。
  - (1) 建築物全体が製造所・一般取扱所である場合は、記入しない。
  - (2) 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも建築物全体の構造を記入する。
- 15 「製造（取扱）設備の概要」の欄は、危険物を製造し、又は取り扱う機器、設備のうち、次に掲げるものを記入する。
  - (1) 蒸留塔、反応塔、中間ドラムその他これらに類する施設の設置数及びそれぞれの最高地上高さ
  - (2) 20号タンクに該当しない反応槽、かくはん槽、焼き入れ槽その他これらに類する施設の容量及び設置数
  - (3) 熱交換器、凝縮器その他これらに類する施設の設置数
  - (4) 危険物を取り扱うポンプの設置数

(製造所・一般取扱所構造設備明細書)

- (5) ボイラー、加熱炉その他これらに類する施設のそれぞれ性能及び設置数
  - (6) 工作機械、油圧機械その他これらに類する施設の設置数
  - (7) 危険物を出荷するローディングアームの設置数
  - (8) 危険物を出荷するノズル、固定給油設備その他これらに類する施設（ローディングアームを除く。）のそれぞれの性能、確認済機種にあっては危険物保安技術協会による確認番号及び設置数
  - (9) 印刷機、塗料等の吹き付け機その他これらに類する施設の設置数
  - (10) 上記以外に危険物を製造し、又は取り扱う機器の概要
- 16 「令第九条第一項第二十号のタンクの概要」欄は、20号タンクのそれぞれの容量及び設置数並びに屋外貯蔵タンクにあっては防油堤の構造及び容量を記入する。
  - 17 「配管」欄は、配管又は附属配管の材質、口径、接続方法、防錆・防食方法を記入する。
  - 18 「加圧設備」欄は、危険物製造・取扱機器、配管等に外部から圧力を加える設備又は施設名を記入する。
  - 19 「加熱設備」欄は、危険物を直接、間接的に加熱する設備又は施設名を記入する。ただし、危険物を保温する設備は、当該設備には該当しない。
  - 20 「乾燥設備」欄は、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備又は施設名を記入する。
  - 21 「貯留設備」欄は、ためます、拡散防止措置（側溝、囲い）、油分離槽等を記入する。
  - 22 「電気設備」欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入する。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められる。
  - 23 「換気、排出の設備」欄は、換気又は排出の別（自然換気、一部強制換気、強制換気）、材質、個数、防爆仕様、引火防止網の有無を記入する。
  - 24 「静電気除去設備」欄は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月通商産業省令第61号）第19条第1項に定める接地工事の種類又は「アース」と記入する。なお、電動機等電気設備の設置により設置する接地は、該当しない。
  - 25 「避雷設備」欄は、「独立避雷針」、「独立架空地線」、「ケージ」のうち該当するものを記入する。
  - 26 「警報設備」欄は、危険物規則第37条第項で規定する区分により、「加入電話」、「自動火災報知設備」等と記入する。
  - 27 「消火設備」欄は、危険物令別表第5の消火設備の区分のうち、設置するものを、例えば「第3種二酸化炭素消火設備（全域）」、「第5種（粉末ABC消火器3.5kg）」と記入する。
  - 28 「工事請負者住所氏名」の欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のイ (第4条、第5条関係)

製造所  
一般取扱所 構造設備明細書

事業の概要							
危険物の取扱作業の 内容							
製造所(一般取扱所)の 敷地面積		m <sup>2</sup>					
建築物の 構造	階数		建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
	壁	延焼のおそれのある外壁	柱		床		
		その他の壁	はり		屋根		
	窓		出入口		階段		
建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造		階数		建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
		建築物の構造概要					
製造(取扱)設備の概要							
令第9条第1項第20号のタンクの概要							
配管				加圧設備			
加熱設備				乾燥設備			
ためます等				電気設備			
換気、排出の設備				静電気除去設備			
避雷設備				警報設備			
消火設備							
工事請負者住所氏名		電話					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。